

◎新潟県告示第184号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、阿賀町の津川農業振興地域（平成5年3月新潟県告示第786号）、鹿瀬農業振興地域（昭和47年10月新潟県公告）、上川農業振興地域（昭和56年7月新潟県告示第2027号）及び三川農業振興地域（平成4年3月新潟県告示第860号）の区域を次のとおり変更する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更した地域の名称

阿賀農業振興地域

2 区域

阿賀町のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成29年2月28日